

美里町学校給食調理施設条例（案）

美里町学校給食調理施設条例（平成１８年美里町条例第９５号）の全部を改正する。

（設置）

第１条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３０条の規定に基づき、学校給食を実施するためその調理等の業務を処理する施設として学校給食調理施設を設置する。

（名称及び位置）

第２条 学校給食調理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小牛田小学校給食調理場	宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江２２０番地
不動堂小学校給食調理場	宮城県遠田郡美里町字峯山１２番地１
北浦・中埴学校給食共同調理場	宮城県遠田郡美里町北浦字浦田上１２９番地
青生小学校給食調理場	宮城県遠田郡美里町青生字中ノ橋１２８番地１
小牛田中学校給食調理場	宮城県遠田郡美里町牛飼字新西原３１０番地
不動堂中学校給食調理場	宮城県遠田郡美里町字志賀殿７２番地
南郷学校給食センター	宮城県遠田郡美里町木間塚字高田６６番地

（職員）

第３条 学校給食調理施設に、技術職員その他必要な職員を置く。

（補則）

第４条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。